

政策シート

2025年度	(管理番号)					担当課名
	分野	基本政策		政策		福祉総務課
	05	01	01	05	01	

政策
生活保護受給世帯に対する適切な保護の実施及び自立助長

政策の内容

生活保護法に基づき、生活に困窮する人に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行います。ハローワークや自立相談支援機関等と連携し、就労・生活の両面からの継続的な支援を行うことで、生活保護受給世帯の自立を助長します。

生活満足度に関する指標(個別指標)

指標名	質問文	基準値 2024年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
-	-	-	-	-	-	-	-

※総合計画基本計画に係る市民意識調査(アンケート)の結果

現状・課題

- ・本市では、稼働能力を有する受給者がいる世帯(以下、「その他世帯」という。)の比率が高い。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大による雇用環境の悪化等に伴い、2020年2月から「その他世帯」は増加傾向となり、2026年1月末時点で26.2%を占めている(全国平均15.9%)。
- ・稼働能力を有する受給者に対しては、就労支援相談員の配置やジョブサポートセンターの設置などにより、さまざまな就労支援に取り組んでいるが、昨今では、それら就労支援事業への参加者数も減少傾向であるため、ハローワーク等の関係機関との連携を強化し、経済的自立に向けた支援を強化していく必要がある。

政策コストの状況(千円)	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
予算	14,122,151				
決算	12,794,999				

※「①事業活動(アクティビティ)」の予算・決算の合計

人工	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
正規職員	102.9				
会計年度任用職員	30.4				
暫定再任用職員(31時間勤務)	1.4				
暫定再任用職員(26時間勤務)	0.0				

※福祉事業所の人工を含む

①事業活動(アクティビティ)

事業名	事業内容	2025年度 予算 (千円)
		2025年度 決算 (千円)
生活扶助事業	生活保護法に基づき、最低生活が維持できない者に対し、その生活困窮度に応じて扶助費(生活扶助費)を支給する。(被保護世帯の日常生活費等を支援するための扶助費)	3,317,643
		3,306,140
住宅扶助事業	生活保護法に基づき、最低生活が維持できない者に対し、その生活困窮度に応じて扶助費(住宅扶助費)を支給する。(被保護世帯の家賃等住居の確保を支援するための扶助費)	2,067,507
		2,020,990
教育扶助事業	生活保護法に基づき、最低生活が維持できない者に対し、その生活困窮度に応じて扶助費(教育扶助費)を支給する。(被保護世帯の義務教育に通う児童・生徒を支援するための扶助費)	36,207
		34,165
医療扶助事業	生活保護法に基づき、最低生活が維持できない者に対し、その生活困窮度に応じて扶助費(医療扶助費)を支給する。(入院、通院、調剤等の治療行為が必要な被保護者を支援するための扶助費)	6,574,880
		5,896,031
介護扶助事業	生活保護法に基づき、最低生活が維持できない者に対し、その生活困窮度に応じて扶助費(介護扶助費)を支給する。(介護認定を受け、介護サービスが必要な被保護者を支援するための扶助費)	448,035
		455,746
出産扶助事業	生活保護法に基づき、最低生活が維持できない者に対し、その生活困窮度に応じて扶助費(出産扶助費)を支給する。(浜松市の助産制度を利用できない被保護者を支援するための扶助費)	500
		0
生業扶助事業	生活保護法に基づき、最低生活が維持できない者に対し、その生活困窮度に応じて扶助費(生業扶助費)を支給する。(被保護世帯の高等学校に通う生徒又は就職に必要な資格等の取得を目指す者を支援するための扶助費)	13,211
		17,446
葬祭扶助事業	生活保護法に基づき、最低生活が維持できない者に対し、その生活困窮度に応じて扶助費(葬祭扶助費)を支給する。(身寄りのない又は引き取り手のない死亡した被保護者を支援するための扶助費)	16,953
		18,805
施設事務事業	生活保護法に基づき設置されている救護施設に対し、施設事務費を支給する。(身体又は精神に著しい障害がある被保護者が入所している救護施設に対する事務費)	585,323
		665,523

※予算・決算は各事業に係る経費を計上

事業名	事業内容	2025年度 予算 (千円)
		2025年度 決算 (千円)
就労自立給付金 等事業	1 就労自立給付金 生活保護法に基づき、就労自立による保護廃止世帯に対し、就労自立給付金を支給する。(安定した職業に就いたことにより保護を必要としなくなったと認められた者に支給する給付金)	8,509
	2 進学・就職準備給付金 生活保護世帯の子どもへの支援として、大学等に進学する者及び安定した職業に就くことが見込まれる者等に対し、進学・就職準備給付金を支給する。(高卒進学者及び就職者等への新生活立ち上げ費用として支給する給付金)	4,304
生活保護デジタル 運営経費	1 生活保護システム等の標準化移行 生活保護システム及びレセプト管理システムを、国の標準化基準に適合するシステムへ移行する。	352,475
	2 生活保護システム等の保守管理 生活保護システム及びレセプト管理システムの保守管理を行う。 3 預貯金等電子照会の導入 生活保護申請時などにおける預貯金調査において、電子システムによる照会方式を導入及び運用することで事務の効率化を図る。	367,425
救護施設物価高 騰対策費助成事 業(補助金)	物価高騰の影響を受けている救護施設4施設の負担を軽減するため、食材料費に対する補助金を交付する。	-
		8,424
生活保護費追加 給付事業 事務 費	2013年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえ、当時の生活保護受給者に対して保護費の追加給付を行う。	80,908
		0
生活保護費追加 給付事業 給付 費	2013年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえ、当時の生活保護受給者に対して保護費の追加給付を行う。	620,000
		0

※予算・決算は各事業に係る経費を計上

②活動(アウトプット)指標

指標名	指標の定義	設定理由		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
就労支援事業等 への事業参加者 数 (人)	ハローワーク等で実施し ている就労支援事業へ の参加者数	就労支援を行った実績を測る指 標であり、実績値の増加により 「就労支援事業等に参加した者 の就労達成者数」の増加に寄与 すると見込んでいる。	目標値	-	425	468	511	553	596
			実績値	222	2026年 9月確 定				
			達成率	-					
			目標値	-					
			実績値						
			達成率	-					
			目標値	-					
			実績値						
			達成率	-					

※達成率は該当年度の目標値に対する実績値から算出する。

③短期成果(アウトカム)指標

指標名	指標の定義	設定理由		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
就労支援事業等 に参加した者の 就労達成者数 (人)	就労支援事業を受けて、 就労した者の人数	本政策の内容に関し、就労によ る自立を推進する必要があるこ とから本指標を設定した。 就労支援事業による結果を測る 指標であり、「生活保護廃止率」 の向上につながることを見込ん でいる。	目標値	-	213	234	255	277	298
			実績値	40	2026年 9月確 定				
			達成率	-					
			目標値	-					
			実績値						
			達成率	-					

※達成率は該当年度の目標値に対する実績値から算出する。

④長期成果(アウトカム)指標

指標名	基本計画 指標	指標の定義		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	目標値 2034 年度
生活保護廃止率(%)		就労支援を受けた者のうち、就労や増収により自立した者の割合	実績値	1.4	2026年 9月確定					10
			達成率	14%						
			実績値							
			達成率							
			実績値							
			達成率							

※達成率は2034年度の目標値に対する実績値から算出する。

⑤目的:10年後(2034年)の理想の姿

行政、地域、福祉関係団体など多様な主体がつながることにより、支え合う社会が実現し、誰もが安心して暮らしている。

【2025年度の評価】

「①事業活動(アクティビティ)」の実施内容と事業改善(2026年度記載)

事業名	実施内容	事業改善の内容や今後の方向性
生活扶助事業	生活保護法に基づき、最低生活が維持できない者に対し、その生活困窮度に応じて扶助費(生活扶助費)を支給した。(被保護世帯の日常生活費等を支援するための扶助費)	生活扶助事業を実施し、生活保護受給者の自立助長を図る。
住宅扶助事業	生活保護法に基づき、最低生活が維持できない者に対し、その生活困窮度に応じて扶助費(住宅扶助費)を支給した。(被保護世帯の家賃等住居の確保を支援するための扶助費)	住宅扶助事業を実施し、生活保護受給者の自立助長を図る。
教育扶助事業	生活保護法に基づき、最低生活が維持できない者に対し、その生活困窮度に応じて扶助費(教育扶助費)を支給した。(被保護世帯の義務教育に通う児童・生徒を支援するための扶助費)	教育扶助事業を実施し、生活保護受給者の自立助長を図る。
医療扶助事業	生活保護法に基づき、最低生活が維持できない者に対し、その生活困窮度に応じて扶助費(医療扶助費)を支給した。(入院、通院、調剤等の治療行為が必要な被保護者を支援するための扶助費)	医療扶助事業を実施し、生活保護受給者の自立助長を図る。
介護扶助事業	生活保護法に基づき、最低生活が維持できない者に対し、その生活困窮度に応じて扶助費(介護扶助費)を支給した。(介護認定を受け、介護サービスが必要な被保護者を支援するための扶助費)	介護扶助事業を実施し、生活保護受給者の自立助長を図る。
出産扶助事業	生活保護法に基づき、最低生活が維持できない者に対し、その生活困窮度に応じて扶助費(出産扶助費)を支給する予定であったが、該当する者がいなかった。(浜松市の助産制度を利用できない被保護者を支援するための扶助費)	出産扶助事業を実施し、生活保護受給者の自立助長を図る。
生業扶助事業	生活保護法に基づき、最低生活が維持できない者に対し、その生活困窮度に応じて扶助費(生業扶助費)を支給した。(被保護世帯の高等学校に通う生徒又は就職に必要な資格等の取得を目指す者を支援するための扶助費)	生業扶助事業を実施し、生活保護受給者の自立助長を図る。
葬祭扶助事業	生活保護法に基づき、最低生活が維持できない者に対し、その生活困窮度に応じて扶助費(葬祭扶助費)を支給した。(身寄りのない又は引き取り手のない死亡した被保護者を支援するための扶助費)	葬祭扶助事業を実施し、生活保護受給者の自立助長を図る。
施設事務事業	生活保護法に基づき設置されている救護施設に対し、施設事務費を支給した。(身体又は精神に著しい障害がある被保護者が入所している救護施設に対する事務費)	施設事務事業を実施し、生活保護受給者の自立助長を図る。
就労自立給付金等事業	1 就労自立給付金 生活保護法に基づき、就労自立による保護廃止世帯に対し、就労自立給付金を支給した。(安定した職業に就いたことにより保護を必要としなくなったと認められた者に支給する給付金) 2 進学・就職準備給付金 生活保護世帯の子どもへの支援として、大学等に進学する者及び安定した職業に就くことが見込まれる者等に対し、進学・就職準備給付金を支給した。(高卒進学者及び就職者等への新生活立ち上げ費用として支給する給付金)	就労自立給付金事業及び進学・就職準備給付金事業を実施し、支給対象者の自立助長を図る。

事業名	実施内容	事業改善の内容や今後の方向性
生活保護デジタル運営経費	1 生活保護システム等の標準化移行 生活保護システム及びレセプト管理システムを、国の標準化基準に適合するシステムへ移行した。 2 生活保護システム等の保守管理 生活保護システム及びレセプト管理システムの保守管理を行った。 3 預貯金等電子照会の導入 生活保護申請時などにおける預貯金調査において、電子システムによる照会方式を導入及び運用することで事務の効率化を図った。	生活保護デジタル運営経費事業を実施し、生活保護業務の平準化及び効率化を図る。
救護施設物価高騰対策費助成事業(補助金)	物価高騰の影響を受けている救護施設の負担を軽減するため、食材料費に対する補助金を交付した。	引き続き、物価高騰の影響を受けている救護施設の負担を軽減するため、食材料費に対する補助金を交付する。
生活保護費追加給付事業 事務費	2013年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえ、当時の生活保護受給者に対して保護費の追加給付を行うための準備を進めた。	生活保護費追加給付事業の業務を実施し、適切に追加給付を行う。
生活保護費追加給付事業 給付費	2013年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえ、当時の生活保護受給者に対して保護費の追加給付を行うための準備を進めた。	生活保護費追加給付事業の業務を実施し、適切に追加給付を行う。

「②活動(アウトプット)指標」の見直しの要否(2026年度記載)

指標見直しの要否	否
----------	---

「③短期成果(アウトカム)指標」の見直しの要否(2026年度記載)

指標見直しの要否	否

2025年度の政策の評価と2026年度以降の取組の方向性(2026年度記載)

・各種扶助事業や生活保護デジタル運営経費事業については、おおむね適切に執行することができた。引き続き、法令や国通知等に基づき、生活保護制度が市民にとって最後のセーフティネットであることを念頭に、「必要な人に必要な保護を実施する」よう適正な運用に努める。

・生活保護費追加給付事業については、2026年度に委託契約を締結し、本格的に開始する予定であるため、迅速かつ正確な支給ができるよう、計画的に準備を進めていく。